最終更新日：2011年6月30日

カブドットコム証券株式会社

代表執行役社長　齋藤　正勝
問合せ先：経営管理部（03-3551-5111）
証券コード：8703
http://kabu.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、企業統治（コーポレート・ガバナンス）を、様々な利害関係者との関係における企業経営の基本的な枠組みであると理解しています。当社の利害関係者には、株主様、お客様、従業員、取引先、地域社会などがありますが、中でも、株主様の利益の極大化を図ることが当社の最も重要な責務であると考えております。当社のコーポレート・ガバナンスとは、こうした株主様を中心とする利害関係者の利益の極大化を図るために会社としての意思決定及び業務執行に関して、妥当性（効率性）、適法性、会計等のディスクロージャー内容の適正性について「計画－実施－評価－是正(Plan-Do-Check-Act)」のサイクルを行う仕組みを確立するための組織体制であると考えております。
このような認識のもと、当社は、平成16年6月に委員会設置会社に移行し、取締役による経営監督機能と執行役による業務執行機能を分離することにより、取締役と執行役の役割分担の明確化及び意思決定の迅速化を図り、経営の透明性・効率化を高める体制といたしました。
また、当社の業務執行部門では、「品質マネジメントシステム（ISO9001）」、「情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）」、「苦情対応マネジメントシステム（ISO10002）」、「倫理法令遵守マネジメントシステム規格（ECS2000）」の経営フレームワークに関する国際規格に準拠した厳格な「計画－実施－評価－是正(Plan-Do-Check-Act)」サイクルを基礎として内部統制、内部管理及びリスク管理体制を構築しております。
このように、委員会設置会社及びISO等の国際規格に準拠したマネジメントシステムのフレームワークを有機的に組み合わせた仕組みを採用していることが、当社のコーポレート・ガバナンスの大きな特徴となっております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	78,117,600	42.19
三菱ＵＦＪ証券ホールディングス株式会社	20,367,400	11.14
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	9,241,200	4.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,339,100	2.34
東短ホールディングス株式会社	2,261,400	1.22
マイクロソフト株式会社	1,728,400	0.93
資産管理サービス信託銀行株式会社（年金特金口）	1,388,300	0.74
CSSEL SPECIAL CSTDY AC EXCL FBO CUS (PB NON-TREATY)	1,347,400	0.72
日本生命保険相互会社　特別勘定年金口	1,290,200	0.69
ノーザン　トラスト　カンパニー（エイブイエフシー）サブ　アカウント　アメリカン　クライアント	729,800	0.39

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無 更新	三菱UFJフィナンシャル・グループ　（上場：東京）　（コード）　8306

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	証券、商品先物取引業

直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社は、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループの傘下企業による企業集団、「ＭＵＦＧグループ」に所属しており、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ及び株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は、当社の親会社に該当いたします。
当社は、ＭＵＦＧグループにおいてインターネットによるオンライン取引サービスを提供する証券会社の機能を担っており、ＭＵＦＧグループ各社との様々な提携により、当社顧客に提供するサービス、機能の補完を行っております。
なお、当社と親会社との関係は以下の通りであります。
＜資本関係＞
平成23年3月31日現在の株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ及び同社の子会社である株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の当社の議決権所有割合は以下の通りであります。

	（直接所有）	（間接所有）	（合計）
株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	―	56.1%	56.1%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	44.3%	―	44.3%

＜取引関係＞
平成23年3月期において、当社と株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループとの間に取引はありません。
平成23年3月期において、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行から借入金および預金取引がありますが、取引条件は一般の取引と同様であります。
なお、当社は同行と金融商品仲介業務及び銀行代理業務において業務提携を行っておりますが、その取引条件については、当該業務を行うのに必要な費用等を勘案、検討の上で価格を決定しております。
＜人的関係＞
当社の取締役7名のうち4名が親会社または親会社の子会社の出身または現職の役職員で構成されておりますが、当該取締役4名のうち3名は、委員会設置会社における執行役を兼任しない社外取締役として当社の経営の監督業務に従事しており、直接的に当社の業務執行を行っておりません。なお、代表執行役2名は取締役を兼務しておりますが、そのうち1名は親会社出身の役職員であります。
当社は、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ及び株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の連結子会社でありますが、同社グループの経営方針を踏まえて、当社が独自の判断に基づく経営を行っており、少数株主の保護のために、上場会社として一定の独立性を確保しております。

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	9 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	7名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
廣中　享二	他の会社の出身者	○							○	
長谷川　理雄	他の会社の出身者	○		○	○	○		○	○	
中村　正博	他の会社の出身者	○		○	○	○		○	○	
竹内　朗	他の会社の出身者				○				○	
長友　英資	他の会社の出身者				○	○			○	

※1　会社との関係についての選択項目
a　親会社出身である
b　他の関係会社出身である
c　当該会社の大株主である
d　他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
e　他の会社の業務執行取締役、執行役等である
f　当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
g　当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
h　本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
i　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由（独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む）
廣中　享二		平成14年5月から平成17年12月まで株式会社UFJ銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）の部長でありました。また、平成19年5月から平成22年5月まで、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の部長及び執行役員でありました。	銀行（現株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）において、金融市場関連業務に長年に亘って従事し、また執行役員として経営に参画した経験があるなど、金融分野に関する相当な知見と金融機関経営の経験などを取締役会による経営監督に活用することで、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。 なお、現在、取締役会長として取締役会の運営に携わるとともに、指名委員長・報酬委員長・監査委員として各種委員会運営に携わっております。

長谷川　理雄		本書提出日現在、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル･グループの常務取締役及び三菱ＵＦＪ証券ホールディングス株式会社の社外取締役であります。	銀行（現株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）において資産運用業務などを経験し、また執行役員として海外現地法人頭取、総合リスク管理部長を歴任するなど、金融分野での幅広い知見や金融機関経営の経験などを取締役会による経営監督に活用することで、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。 なお、現在、指名委員･報酬委員として各種委員会運営に携わっております。
中村　正博		本書提出日現在、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル･グループの執行役員及び株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の執行役員であります。	銀行（株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）においてリテール分野やリスク管理分野の部室長を歴任し、銀行持株会社（株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル･グループ）では経営企画を担当するなど、幅広い経営企画や経営管理を経験しており、その経験を取締役会における経営監督に活用することで、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。なお、現在、指名委員･報酬委員･監査委員として各種委員会運営に携わっております。
竹内　朗	○	本書提出日現在、大興電子通信株式会社の社外監査役であります。 また、当社の独立役員であります。	弁護士としての見識や経験、企業法務やコンプライアンス、リスクマネジメントに関する相当な知見に基づく専門的な視点を取締役会による経営監督に活用でき、また独立性が高いことから中立的かつ客観的な立場で社外取締役としての職務を適切に遂行することができ、一般株主と利益相反のおそれもないと判断したため、独立役員として指定しております。なお、現在、監査委員長として監査委員会運営に携わっております。
長友　英資	○	本書提出日現在、株式会社ENアソシエイツの代表取締役であります。また、株式会社セディナ、オムロン株式会社、三菱商事株式会社、それぞれの社外監査役及び株式会社ミロク情報サービスの社外取締役であります。 また、当社の独立役員であります。	取引所での証券市場管理業務等における豊富な経験と知識に基づく専門的な視点を取締役会による経営監督に活用でき、また独立性が高いことから中立的かつ客観的な立場で社外取締役としての職務を適切に遂行することができ、一般株主と利益相反のおそれもないと判断したため、独立役員として指定しております。なお、現在、監査委員として監査委員会運営に携わっております。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
指名委員会	3	1	0	3	社外取締役
報酬委員会	3	1	0	3	社外取締役
監査委員会	4	1	0	4	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数 更新	7名

兼任状況 更新

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
齋藤　正勝	あり	あり	×	×	なし
藤田　通敏	あり	あり	×	×	あり
眞部　則広	なし	なし	×	×	あり
雨宮　猛	なし	なし	×	×	あり
臼田　琢美	なし	なし	×	×	あり
阿部　吉伸	なし	なし	×	×	あり
石川　陽一	なし	なし	×	×	あり

[監査体制]

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会の職務を補助すべき組織として内部監査室を設置しております。内部監査室は、代表執行役及び業務執行部門から完全に独立した組織とし、その設置及び廃止に関する権限は取締役会に属しております。また、内部監査室長の指揮権は監査委員会に属するものとし、内部監査室長の任免並びに報酬は取締役会が決定することにより独立性を確保しております。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社で開催される監査委員会に会計監査人が平成21年10月以降は常時オブザーバーとして出席しております。会計監査人の専門的な見識による意見を監査委員会に取り入れることにより、内部管理の向上に繋げております。(平成23年3月期出席回数 12回)
なお、当社は内部管理の一層の強化を図るため、経営監督と業務執行が分離された現体制に移行する以前に選任された会計監査人に代え、執行部門の関与を経ることなく、監査委員会が独自に選定した会計監査人として、有限責任監査法人トーマツを平成17年6月の定時株主総会にて選任し、会計監査の内容についても、執行部門の関与を経ることなく、監査委員会に直接報告される体制を確保しております。
また監査委員会と内部監査室は密接に連携し監査活動を行っております。両者が協調して監査基本方針および内部監査計画の策定が行われます。内部監査結果については、内部監査室より監査委員会に報告されレビューがなされます。また、品質管理委員会が実施する品質監査の結果についても監査委員会に報告されレビューが行われます。

[独立役員関係]

独立役員の人数 更新	2 名

その他独立役員に関する事項

———

[インセンティブ関係]

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、「I-1.基本的な考え方」でも述べたように「株主様の利益の極大化を図ることが当社の最も重要な責務である」と考えております。執行役は当該責務の遂行の責任を負っており、その報酬の一部をSVA(Shareholder Value Added＝株主資本正味付加価値額)を基準とした変動報酬制としております。また、ストックオプション制度については、後述のとおり取締役、執行役においても従業員と同一のスキームで付与を行いました。
なお、平成23年3月期においては、ストックオプションの新規発行は行っておりません。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、(執行役)、従業員

該当項目に関する補足説明 更新

「当社の業績」と「当社の取締役、執行役および従業員の受ける利益」とを連動させることにより、「当社の取締役、執行役及び従業員の利益」と「株主様の利益」を可及的に一致させ、当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めるとともに優秀な人材を確保することにより当社の健全な経営と着実な発展を図ることを目的として、ストックオプションとして新株予約権を発行いたしました。なお、新株予約権の付与対象者については、一部の経営層、幹部社員に限ることなく、正社員に広く付与することを方針とし、全社的な士気の向上に繋げております。
なお、平成23年3月期においては、ストックオプションの新規付与は行っておりません。
また、平成23年3月期末現在の「新株予約権の目的となる株式の数」は500,400株であり、発行済株式総数に対する比率は0.27%であります。(権利行使資格喪失分を除く。)

[取締役・執行役報酬関係]

(個別の取締役報酬の)開示状況 更新	個別報酬の開示はしていない
(個別の執行役報酬の)開示状況 更新	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書における役員報酬の開示については、社内取締役、社外取締役、執行役ごとに「支払った報酬の額」を記載しております。また、事業報告における役員報酬の開示については、取締役、執行役ごとに「確定金額として支払った報酬の額」及び「不確定金額として支払った報酬の額」を記載しております。両報告書とも、当社のホームページ「会社情報」内に掲載を行い、公衆の閲覧に供しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び執行役の個人別の報酬に関しては、社外取締役3名により構成される「報酬委員会」において以下のとおり決定しております。
＜取締役＞
個人別報酬額は、その主な職務が監督機能であることに鑑み、固定報酬のみとし、常勤又は非常勤の別、委員会委員の兼職又は非兼職の別により定める金額を上限とし、報酬委員会において決定しております。
＜執行役＞
個人別報酬額は、生活保障と業績向上へのインセンティブ供与の観点から固定報酬と変動報酬により構成され、定められた金額を上限として役付別の固定報酬額及び変動報酬の具体的な算定式及び個人別の変動報酬額を報酬委員会で決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

当社は、社外取締役をサポートする専従スタッフの配置はしておりませんが、総務担当業務を分掌する経営管理部が社外取締役への連絡等のサポートを行っております。取締役会において活発で充実した議論が行えるよう、取締役会の議案資料については開催日の3営業日前までに電子メールで事前送信を行っております。なお、特に重要または慎重な判断が必要と思われる議案については、常勤取締役、担当執行役から社外取締役へ事前相談を行うことにより、それぞれの社外取締役の専門的な立場による意見を、経営に反映させております。

2．業務執行、監査･監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート･ガバナンス体制の概要） 更新

業務執行、監査･監督、指名、報酬決定等の機能にかかる各機関の概要については以下の通りであります。

a．経営監督機能
(a) 取締役会
取締役会は3ヶ月に1回以上開催され、会社法第416条に規定する事項を中心とした重要事項について決定を行います。取締役会は7名の取締役によって構成されており、うち5名は社外取締役であります。

(b) 指名委員会
株主総会に提出する取締役の選任及び解任並びに取締役会に提出する執行役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する機関であり、社外取締役3名により構成されております。
なお、当社における取締役候補者及び執行役候補者の選任基準は以下の通りであります。
＜取締役候補者選任基準＞
⑴ 取締役にふさわしい人格･識見を有すること。
⑵ 豊かな業務経験あるいは専門職知識を有すること。
⑶ 経営判断能力に優れていること。
⑷ 遵法精神に富んでいること。
⑸ 心身ともに健康であること。
社外取締役の候補者選任にあたっては、前記の基準の他、次の基準を適用する。また、これらの基準は、社外取締役に求める機能及び役割と同じである。
⑴ 経営者あるいは経営者の補助役として豊富な経験を有すること、あるいは法律もしくは会計、財務の職業的専門家としての地位に就いていること。
⑵ 社外取締役としての独立性を維持できること。
＜執行役候補者選任基準＞
取締役選任基準に準じる他、次の基準を適用する。
⑴ ビジネス感覚、指導力、先見性、企画力が優れていること。
⑵ 社内外での人望が厚いこと。

(c) 監査委員会
取締役及び執行役の業務執行に関する妥当性、適法性、適正性についての監査、並びに株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任に関する議案の内容を決定する機関であり、原則毎月1回開催されます。社外取締役4名により構成されています。
本委員会にはこれら委員の他、内部監査室長、執行役、顧問弁護士および会計監査人がそれぞれオブザーバーとして出席し会議の活性化を図るとともに監査の質の向上に努めております。
また、内部管理態勢強化のため、監査委員会の下部組織として、「新商品･新業務リスク監査委員会」を設置しております。

(d) 報酬委員会
取締役及び執行役の個人別の報酬に関する議案の内容を決定する機関であり、社外取締役3名により構成されております。
なお、取締役及び執行役に対する個人別の報酬等の内容に関する基準は以下の通りとなっております。
＜取締役＞
個人別報酬額は、その主な職務が監督機能であることを鑑み、固定報酬のみとし、常勤又は非常勤の別、委員会委員の兼職又は非兼職の別により定める金額を上限として、報酬委員会で決定する。
＜執行役＞
個人別報酬額は、生活保障と業績向上へのインセンティブ供与の観点から固定報酬と変動報酬により構成され、定められた金額を上限として役付別の固定報酬額並びに変動報酬の具体的な算定式及び個人別の変動報酬額を報酬委員会で決定する。

(e) 新商品･新業務リスク監査委員会
新商品の提供及び新業務の開始等におけるコンプライアンスの検討状況を監査する機関であります。

(f) 内部監査室
代表執行役、執行役、経営会議、品質管理委員会を含む業務執行部門から完全に独立し、当社の内部監査を実行する機関です。内部監査室は内部監査体制や監査範囲などに関し、監査委員会と緊密に連携して活動しております。

b. 業務執行機能
(a) 代表執行役・執行役
当社は、執行役の中から代表執行役2名（執行役社長及び執行役副社長）を選任しております。代表執行役社長は、業務執行部門の最高責任者として、代表執行役副社長は管理本部長及び内部管理統括責任者を兼務する内部管理の総責任者として、それぞれ会社を代表し、取締役会の決議に基づき委任を受けた業務の執行を行うとともに、取締役に対し、業務執行状況及び月次決算の状況等について毎月1回報告及び説明する義務を負っています。執行役は代表執行役を補佐し、業務執行の推進責任及び監督責任を負っています。

(b) 経営会議
代表執行役及び常務執行役以上の役付執行役により構成され、取締役会の決議により委任を受けた業務執行の重要事項を多数決により決議いたします。

(c) 品質管理委員会
品質管理委員会は、ISO9001等の規格に従い、当社の提供するサービスの品質管理に関するPDCA活動の一環として、各種報告事項のレビューとコンプライアンスプログラムに基づく品質監査を実施しております。

平成23年3月期における各機関の活動状況は以下のとおりです。
取締役会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12回
指名委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2回
監査委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13回
新商品・新業務リスク監査委員会・・12回
報酬委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5回
経営会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63回
品質管理委員会・・・・・・・・・・・・・・・・42回

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役による経営監督機能と執行役による業務執行機能を分離することにより、取締役と執行役の役割分担の明確化及び意思決定の迅速化を図る他、経営の監督機能として社外取締役を活用することにより経営の透明性の向上を図ることを目的に委員会設置会社の組織形態を採用しております。
なお、本書提出日現在では、顧問弁護士、会計監査人を含む複数のアドバイザーが毎月開催される監査委員会に出席し、独立的な立場から各種意見・助言等を行う体制としており、また、社外取締役の独立性確保の観点から、本年の定時株主総会で選任された社外取締役の内、2名を独立役員として指定済みであります。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	一人でも多くの株主の皆様にご参加いただけるよう、東京証券取引所へ株式上場後の平成17年3月期以降の定時株主総会については土曜日または日曜日を開催日としております。
電磁的方法による議決権の行使	平成17年3月期の定時株主総会より、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社の提供するインターネット議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成19年3月期の定時株主総会より、株式会社ＩＣＪが提供する議決権行使プラットフォーム（東証プラットフォーム）を採用しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーを策定し、当社のホームページ「IR情報」内に掲載をおこない、公衆の縦覧に供しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定時株主総会後に、当社の経営状況等の報告・説明を行う経営報告会を実施 しております。また、定時株主総会時以外にも、8月、11月、2月の年3回、大阪、名古屋、福岡など全国各地にて経営報告会を含むIRイベントを「カブ四季総会」として定期的に開催するなど、関東圏以外の投資家の皆様にも当社の経営状況等を把握いただけるよう努めております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎四半期決算発表後に、アナリスト、機関投資家向けの説明会を定期的に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに「会社情報」として、「会社案内」「方針／ポリシー」「株式情報」「決算・財務情報」「業務情報」「その他の情報」のコンテンツページを設け随時更新を行っております。 各項目の主な掲載内容は以下の通りであります。 「会社案内」・・会社概要、プレスリリース、コーポレート・ガバナンス、IRスケジュール、IRムービー、表彰・ランキング実績等 「方針／ポリシー」・・経営理念、ディスクロージャーポリシー、セキュリティポリシー等 「株式情報」・・株主総会、株主優待、株式の概要等 「決算・財務情報」・・決算短信及び決算説明資料（中間・四半期決算含む）有価証券報告書・四半期報告書、「株主・投資家の皆様へ（旧事業報告書）」等 「業務情報」・・月間の委託手数料、注文約定状況、顧客投資成績、ＳＬＡ精査状況、システムリポート、サポートセンターリポート、売買審査状況、知的財産報告書、品質管理システム報告書等	
IRに関する部署（担当者）の設置	専務執行役を情報取扱責任者とする経営管理部によりIR活動を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社内規程「企業行動憲章」の中で、「株主の利益と信頼関係の構築」について、株主の利益のために長期的かつ安定的な成長によって企業価値の向上を目指す旨、また、株主との円滑なコミュニケーションを確保し信頼関係の構築に努める旨の規定をしております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャー・ポリシーを策定し、それに基づき情報開示等IR活動を行っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社ではコーポレート･ガバナンスを、妥当性（効率性）、適法性、会計等のディスクロージャー内容の適正性についてPDCAサイクルを行う仕組みを確立するための組織体制と位置づけており、内部統制システムとはコーポレート･ガバナンスの重要な機能を構成するプロセスであると考えております。内部統制を有効に行うために経営監督機能として取締役会、指名委員会、報酬委員会、監査委員会、新商品･新業務リスク監査委員会、内部監査室を、業務執行機能として経営会議、品質管理委員会をそれぞれ設置し、前述の通りの活動実績をあげております。
また、内部統制システムの内、執行役または従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制としては、以下の通り整備しております。
⑴ コンプライアンス体制
「MUFG倫理綱領」「倫理規程」「コンプライアンス･マニュアル」等のコンプライアンス規程において、反社会的勢力との対決を含め、法令、自主規制機関の定款･諸規則、取引所規則、当社の定款･諸規程についても遵守を行うよう指導しております。また、「コンプライアンス･プログラム」に基づき、各期の方針･重点課題･施策を制定し、「コンプライアンス･リスク管理部」を主管部署として、これらの実践を統括し、法令遵守を確保する体制としております。加えて、品質管理委員会による「品質監査」、内部監査室による「内部監査」において、法令等の遵守状況を検証しております。
⑵ リスク管理体制
期初にリスク管理基本方針を制定し、「コンプライアンス･リスク管理部」を統括主管部署としてリスクの認識、把握、リスクコントロール、報告を行う体制としております。また、リスクの算定方法等、リスク算定基準、リスク算定等に係る内部管理体制の整備方法、リスク算定等に係る基礎データの管理方法を規程に定めております。
⑶ 報告体制と情報透明性の確保
コーポレート･ガバナンス並びに内部統制システムを有効的かつ効率的に運用するためには、情報の透明性の確保が重要と考えております。当社では、代表執行役により業務執行状況や決算状況を週次･月次で取締役向けに報告している他、当社HPにおいて委託手数料収入やシステム稼働状況なども開示するなど情報の透明性を高める施策を実施しております。また、当社で発生するシステム障害やサービス面での不適合事象、顧客からのクレーム事項等については発生後速やかに社内で周知する管理システムを構築していますが、これら情報については常勤取締役や内部監査室長も共有できる体制としております。
⑷ 情報管理体制
執行役または従業員は、厳格な社内ルールに従い、職務執行に係る情報を文書又は電子的媒体により保存を行っております。また、監査委員会又は監査委員会が指名する監査委員が求めたときは、執行役又は従業員はいつでも文書を閲覧に供す体制としております。なお、文書の保存期間その他の管理体制については、当社社規則により明確に規定しております。
⑸ 財務報告に係る内部統制に関する体制
金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制に関する手順･文書を定め、全社レベル並びに業務プロセスレベルの統制活動を通じて、財務報告の信頼性と適正性を確保する体制としております。
⑹ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況
当社は、「MUFG倫理綱領」「倫理規程」「コンプライアンス･マニュアル」等において、反社会的勢力に対して毅然かつ断固とした態度をもって対決することを定めており、親会社や業界団体、警察等と緊密に連携してその排除に取り組むために、コンプライアンス･リスク管理部を専門担当部署として設置しております。
また、お客さまからお預かりする口座についても、約款において厳格な排除条項を採用しているほか、高度な口座監視を行う「アカウント･マネジメント」を強化しつつ、管理先データベース構築も高度化しております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

上記「1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」の「⑹ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況」に記載のとおりです。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社は、内部留保および資本効率性等の状況の変化に対応しつつ柔軟な株主還元を行えるよう、配当性向30%以上かつDOE（株主資本配当率）4%以上の配当の実施を経営目標としております。なお、機動的な資本政策の遂行を可能とし資本効率の向上及び株主還元推進の観点から、2010年4月26日および2011年1月24日開催の取締役会において自己株式を取得することを決議し、それぞれ2,000,000株、計4,000,000株の市場買付を実施いたしました。

（適時開示体制の概要）
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は以下のとおりです。

1．責任者開示承認者：代表執行役社長
（不在時等の口頭承認含む。何らかの事由で社長承認取得が不能な場合には、役付執行役がこれに代わる）
情報取扱責任者：経営管理部長
（部長が不在の場合には、同部次長、総務課長、経理課長の順にこれに代わる）

2．適時開示担当部署
【決算関連情報】経営管理部経理課
【その他の情報】経営管理部総務課

3．制定している社内規則
(1)ディスクロージャーポリシー
当社の開示に関する基本方針を定めるもの
(2)開示規程
適時開示に関する基本事項として、開示事項、開示時期、社内統制などを規定するもの
(3)適時開示手順書
適時開示に関する業務フロー等の詳細を定めるもの

4．情報開示までの手続き（時系列フロー）
(1)情報の認識
ア）決定事実情報　当該事実の機関決定
イ）発生事実情報　関係部署での発生事実確認
ウ）決算関連情報　決算承認
エ）風説の流布情報　関係部署での事実確認

(2)適時開示担当部署への報告
(3)適時開示担当部署での開示案立案
○開示関連法令規則並びに社内規則に基づき開示の是非の検討（必要に応じて取引所担当部署への相談）
○開示文書案（関連資料を含む）の作成

(4)代表執行役の承認
(5)開示実施
○開示媒体
ア）ＴＤネットでの開示
イ）記者クラブへの投函
ウ）当社ホームページへの掲載
○開示時期（情報の種別に応じ、原則として以下の通り）
ア）決定事実　機関決定の当日中
イ）発生事実　事実認識の翌日まで
ウ）決算関連　決算承認の当日中
エ）風説流布　事実確認の当日中

(6)開示内容等についての管理簿記載
(7)開示文書および資料の保管
開示担当部署により書面にて永久保管

5．当社の特徴
当社はオンライン専業であり、法令諸規則に基づくＴＤネット等への開示のほか、当社ＨＰへの掲載も重要な開示方法であると認識しております。管理方法、運用手順は上述の社内規則に基づく他、ＨＰ誤表示を防止するための二重チェック体制等を敷いております。

6．親会社等との連携
当社の適時開示時および親会社等（財務諸表等規則第8条第3項に定める親会社、及び当社が他の関連会社（財務諸表等規則第8条第5項に規定する関連会社）である場合における当該他の会社）の適時開示時には、当該関係会社の開示担当部署との連絡を密にし、相互に関係のある事実の場合の相互開示を行って参ります。

7．その他
(1)適時開示の重要性、管理方法等についての役職員の意識向上が重要と認識しております。上述の社内規則の周知徹底を図るとともに、社員集合研修等において適宜、研修および教育を進めて参ります。
(2)管理態勢については、ISO90001のフレームワークに準じ、具体的な運用手順を含む管理方法の明確化や発生事項･開示内容等の記録の徹底を行って参りますが、公開後の実際の管理･運用を通じ、常に改善、強化を継続して参る所存です。
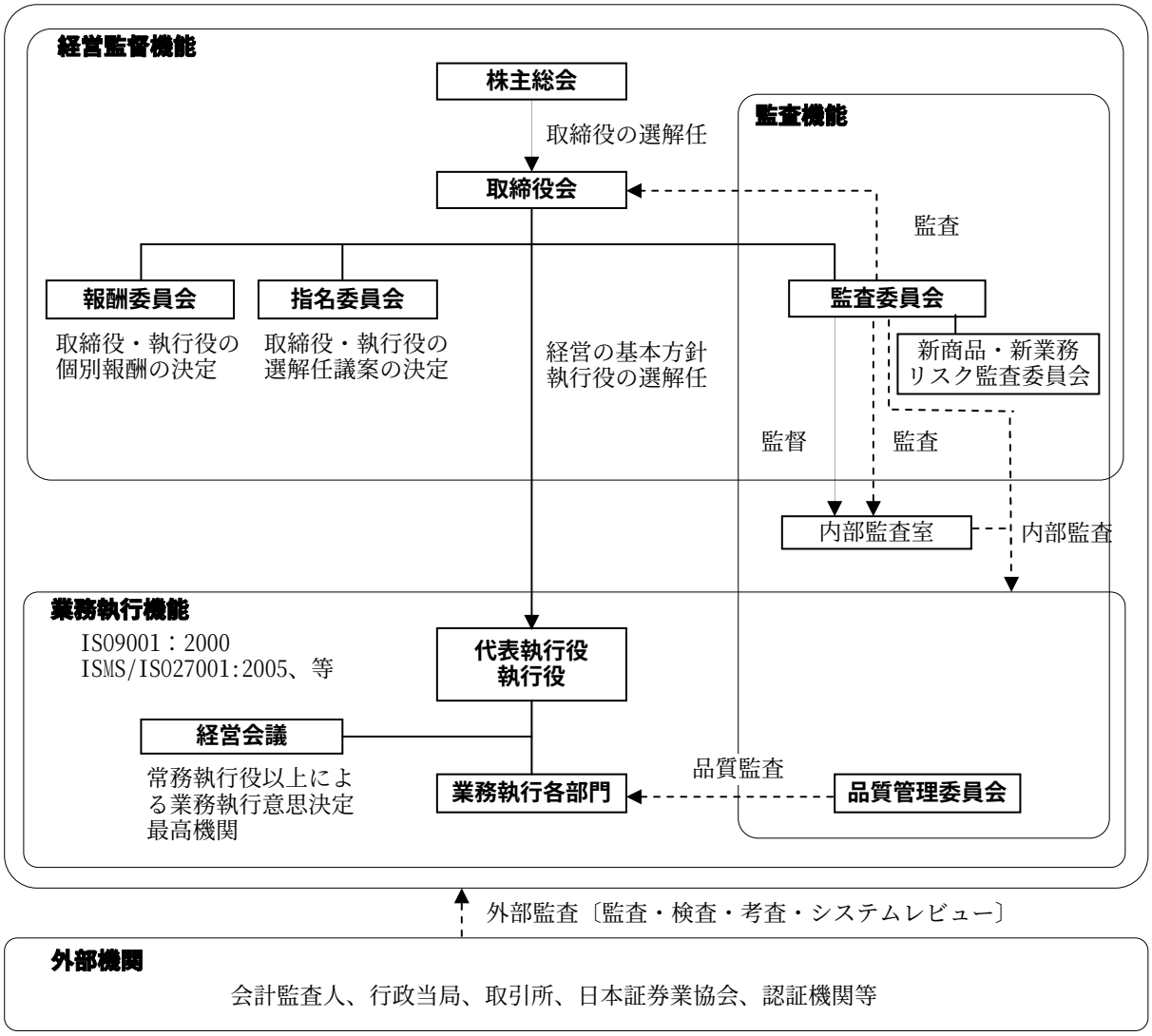
＜参考資料＞当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図